

ご存じでしたか？

移住支援金の対象者の採用で 助成金が受けられます

和歌山県運営の求人サイト「はたらocodeわかやま」に「移住支援金対象求人」を掲載する場合、採用した方が移住支援金を受けた方であれば、その採用活動に要した経費について、

中途採用等支援助成金（UIJターンコース）

を受けることができます。

- ◆ 募集・採用パンフレット等の作成・印刷
- ◆ 自社ウェブサイト・自社PR動画の作成・改修
- ◆ 就職説明会・面接会・出張面接等（オンライン実施含む）
例：都内開催の合同企業説明会や面接会へのブース出展料、会場使用料、参加する際の採用担当者の旅費・宿泊費、使用資料の作成・印刷・送料費用など
- ◆ 外部専門家（社会保険労務士、中小企業診断士、民間有料職業紹介事業者等）によるコンサルティング
- ◆ を実施する際に活用可能です。

	助成率	上限額
中小企業	1/2	100万円
中小企業以外	1/3	100万円

採用活動経費の合計額に助成率を乗じた額が支給されます。



事前に採用の計画を提出いただくことが必要です！

詳しくは、和歌山労働局
職業対策課 にお問い合わせください。
(TEL : 073-488-1161)



Q & A

Q1 東京圏からの移住者であれば、誰でも本助成金の対象労働者となりますか？

A1

東京圏からの移住者のうち、移住支援金※1の受給者に限られます。

また、移住支援金の受給者であっても、新規学卒者は本助成金の対象にはなりません。

※1 移住支援金とは…

和歌山県が「和歌山県移住支援事業」として実施する、東京圏からの移住者に対して支給する支援金をいいます。

詳しくは、右のQRコードのサイトをご覧いただきか、和歌山県 労働政策課にお問い合わせください。



移住者

移住支援金の受給者

本助成金の対象者
(新規学卒者を除く。)

Q2 対象労働者が辞めてしまいました。本助成金を受けられますか？

A2

すべての対象労働者が雇入れ日から6ヶ月以内に離職した場合（離職理由は問いません）は、本助成金を受けることができません。

Q3 和歌山県移住支援事業へは未登録ですが、採用計画書は出せますか？

A3

和歌山県移住支援事業への登録が済んでいない場合でも、本助成金の採用計画書は提出することができます。ただし、本助成金の支給に当たっては登録が必要※2ですでの、速やかにご登録ください。

※2 移住者のうち、内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業や先導的人材マッチング事業を利用した者、移住先の地域や地域の人々と関わりがあるものとして移住先の市町村が個別に認めた移住希望者を雇い入れる場合については、必須の要件ではありません。

Q4 すでにたらこでわかやまに求人を掲載していますが、計画書は出せますか？

A4

可能です。本助成金の採用計画書を速やかにご提出ください。計画期間の初日以降に支払いの発生原因が生じ、支給申請書の提出日までに弁済期が到来し支払われた費用経費が助成対象となります。

受給のための手続き

採用計画書※3の提出

提出日の翌日から3ヶ月以内の範囲で計画期間の始期を設定

例：9月1日を計画期間の始期とした場合
⇒ 6月2日から8月31日までに計画書を提出

計画期間

6ヶ月以上12ヶ月以内で設定

採用活動

対象労働者の雇入れ

計画期間の終期から2ヶ月以内に支給申請書を提出

※計画期間の終期に、雇入れから6ヶ月を経過していない場合
⇒雇入れ日から6ヶ月を経過する日の翌日から2ヶ月以内に申請書を提出

例：2月1日を計画期間の終期とした場合
⇒4月1日までに申請書を提出

例：12月1日に雇い入れた場合
⇒6月1日から7月31日までに申請書を提出

支給申請書の提出

助成金の受給

※3 採用計画書は、事業所ごとに作成します。計画書の提出日から計画期間の終期まで、当該計画に関する事業所は別に計画書を提出できません。

本助成金の受給に当たっては、このリーフレットに掲載されていない、各種要件があります。
ご不明な点については、和歌山労働局または最寄りのハローワークへお問い合わせください。